

令和 8 年度茅ヶ崎市国民健康保険料率（案）について

1 国民健康保険料の決め方

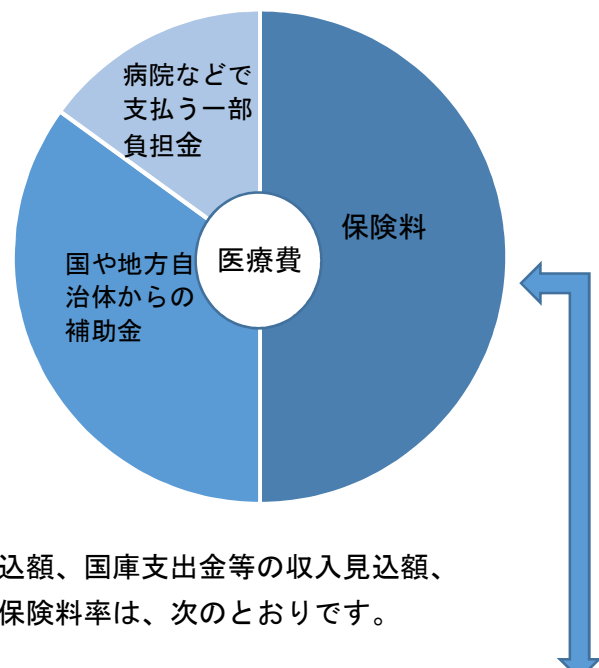
国民健康保険料は

- ①医療給付費分…国民健康保険の加入者の医療費の財源となる保険料
- ②後期高齢者支援金分…後期高齢者医療制度を支援することを目的とした保険料
- ③介護納付金分（40歳から64歳までの方）…介護保険の第2号被保険者に賦課される保険料
- ④子ども・子育て支援金分…子育て世帯を支える支援金として国民健康保険とあわせて賦課される保険料

所得割	世帯の加入者の所得に応じて計算
均等割	世帯の加入者数に応じて計算
18歳以上均等割	子ども・子育て支援金分均等割は18歳未満免除のため、18歳以上被保険者負担分につき計算
平等割	1世帯あたりにつき計算

これらの保険料はそれぞれ所得割・均等割・18歳以上均等割・平等割によって構成されています。

また、その年に予想される医療費から、国などの補助金と病院などで支払う一部負担金などを差し引いた分を、世帯人数や所得などに応じて公平に負担するように決められています。



2 令和 8 年度の保険料率（案）

令和 8 年度の国民健康保険事業に要する経費の見込額、国庫支出金等の収入見込額、被保険者数、世帯数、所得状況等によって算定した保険料率は、次のとおりです。

区分	所得割	均等割	18歳以上均等割	平等割
医療給付費分	6.80%	23,464円	—	28,586円
後期高齢者支援金等分	2.66%	9,162円	—	11,162円
介護納付金分	2.55%	9,201円	—	8,488円
子ども・子育て支援金分	0.26%	919円	65円	1,119円

（今回の保険料率（案）及び所得別保険料率の試算は、資料②のとおり）

令和8年度保険料率算定結果について

- ・被保険者の総所得金額が増加しているため、料率減の要因に。
- ・社保加入者が増え、国保加入者が減少しているため、均等割、平等割は料率増の要因に。
- ・子ども・子育て支援金分の創設により区分が追加され皆増に。



国民健康保険運営基金2億4,000万円を財源として活用し、保険料率の上昇を抑制